

新宮 LC 第 3 号
令和 3 年 4 月 1 日

クラブ員各位

特定非営利活動法人
新宮ライフセービングクラブ
理事長 田原 幸佑

定款の細部を定める規則の改正について（通知）

定款の細部を定める規則（令和 3 年規則第 1 号）を本日施行しました。
事務局及び各委員会について所定の整備を行い、モータークラフト委員会を新設するものです。

以上